

○デジタル庁告示第二号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

一 令和七年度北海道函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二 令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。